

# 日本獣医生命科学大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 日本獣医生命科学大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本獣医生命科学大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学は、明治14(1881)年に「私立獣医学校」として開学以来135年の歴史を誇り、同一学校法人に日本医科大学を持つ「医学及び獣医生命科学の総合学園」である。建学の精神に基づく大学及び大学院の使命・目的を定め、大学ホームページ等を通じて学内外に周知するとともに、使命・目的は各学部あるいは各学科、研究科ごとに策定している三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映している。

使命・目的及び教育目的は理事会で決定しているが、その過程で教職員や役員の理解を得ている。教育研究組織として2学部4学科と1研究科3専攻を設置し、大学の使命・目的と整合性のある教育研究組織となっている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

学生の受入れは、アドミッションポリシーに従って多彩な選抜方法を取入れ、収容定員及び入学定員を安定して適切な範囲で管理している。全学的に「学修支援システム」を導入して、授業時間外学修の増加や授業改善に向けて努力している。また、学年担任制度やTA(Teaching Assistant)制度の活用など教職連携のもとで適切な学修支援を行っている。

各学科の各学年で進級判定基準を明確に定め、カリキュラムガイダンスにおいて学生に周知し厳正に運用している。

キャリアサポートについては組織的体制を整備しており、高い就職内定率を維持している。「授業アンケート」の結果は教員にもフィードバックして授業の改善に努めている。

各種奨学制度による経済的支援体制を整備し、学生部を核とした学生サービス及び厚生補導のための体制を整備し円滑に機能している。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の運営は、関係法令や寄附行為、学則をはじめとする諸規則に従い適正に行っている。学長の職務と権限は学則に規定し、「大学戦略会議」による学長の補佐体制が有効に機能している。学長は理事会に出席し、議事内容を合同教授会に報告して理事会と教学が相互に意思疎通と連携を保つ体制を整備している。

法人役員の業務執行の管理体制は寄附行為や常任理事規則に明記され、権限の分散と責任体制の確立を図っている。管理職に対する管理職任期制や職員個人の「コンピテンシー評価（能力・行動評価）」により人材育成とキャリア向上に努めている。

大学の財務基盤は安定しているが、法人においては2年連続支出超過が続いているため、

財務体質改善に着手し、「学校法人日本医科大学中期経営改善計画」を策定し改善に向けて取り組んでいる。会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人日本医科大学経理規程」に従い適正に実施しており、会計監査についても三様監査のシステムが有効に機能している。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

大学は、自己点検・評価の実施を学則に定め、概ね5年ごとに「日本獣医生命科学大学現状・評価・課題」を作成し、全教職員に配付するとともに大学ホームページで全文を公表している。

自己点検・評価は、教員の教育業績や研究業績に関する資料等を各種委員会や各部署で収集し、「日本獣医生命科学大学自己評価委員会」（以下自己評価委員会）にて分析、評価している。自己評価委員会を中心として「日本獣医生命科学大学 現状・評価・課題」で提案された改善・向上方策を具体化するPDCAサイクルを確立している。また、平成27(2015)年は中間評価を行い、今後は毎年自己点検・評価をして、各評価項目の改善・向上策を迅速に具体化する体制の構築に取り組んでいる。

総じて、大学の使命・目的及び教育目的の達成に沿った教育課程、教育研究組織、環境及び学生支援の体制を整備・運営している。学年担任は教務・学生課と連携して学生の問題点の早期把握に努め、学修状況を保護者に定期的に報告している。経営・管理に関しては適切に運営し、法人の財務に関しても「学校法人日本医科大学中期経営改善計画」を策定して改善に努めている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.特色ある教育・研究の取組み」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

##### 【理由】

学歌にうたわれている学是「敬讓相和」と到達目標「愛と科学の聖業を培う」を建学の精神とし、「愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職及び研究者の育成」を教育理念としている。大学は、建学の精神に基づきその使命・目的を大学学則第1条及び大学院学則第1条に明確に示している。教育目的及びそれを具体化した教育目的は、大学において

は学部・学科ごとに大学学則第3条の2、また、大学院においては専攻課程ごとに大学院学則第2条及び第4条に概ね明快・簡潔な表現で明文化している。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

「人と動物の 生命はひとつ」という合言葉のもとに大学の個性・特色を大学案内や大学ホームページに明示している。

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、それぞれの学則に定めており、学校教育法第83条に適合している。

大学及び大学院の教育目的は平成28(2016)年4月に適切な内容と表現に改め、社会情勢の変化に対応する努力をしている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員・教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

使命・目的及び教育目的の策定及び改正は、自己評価委員会で審議の後、各教育研究組織の会議体の議を経て、理事会に諮り、承認を得ており、役員・教職員の理解を得ている。

使命・目的及び教育目的は大学ホームページ、大学ポータル、学生便覧などに明示している他、各教室、施設などに掲示するなど学内外へ周知している。

各学部あるいは各学科、研究科ごとに策定されている三つの方針は、それぞれの使命・目的及び教育目的を反映している。

大学は2学部4学科と大学院の1研究科3専攻を擁し、使命・目的及び教育目的の達成に必要な研究組織を整備している。

## 基準2. 学修と教授

**【評価結果】**

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**2-1 学生の受入れ**

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価結果】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**【理由】**

学部及び大学院研究科ごとにアドミッションポリシーを定め、大学ホームページ、大学ポータルサイト、大学案内及び学部の入学試験要項、大学院の学生募集要項に明示し受験生に周知している。なお、学科単位や専攻単位でのアドミッションポリシーは組織的なプロセスを経て現在策定中である。

学部のアドミッションポリシーに沿って、多彩な入学者選抜方法を取入れており、特別選抜入学試験に「獣医師後継者育成及び地域獣医療支援」を設定するなど、受入れ方法の工夫を施している。

学部では入試委員会、大学院では専攻委員会で入試問題作成者、採点者を決定し、入試問題を自ら作成している。入学者選抜は、学部教授会の議を経て学長が決定しており、適切な体制のもとで運用している。

収容定員及び入学定員充足率は、過去 3 年間、4 学科いずれも安定して適切な範囲にある。

**2-2 教育課程及び教授方法**

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

**【評価結果】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**【理由】**

各学部又は学科、大学院に、教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーを設定し、大学ホームページや大学案内などで公表している。学部、学科や専攻単位でのカリキュラムポリシーは組織的なプロセスを経て現在見直し、策定中であり、今後に期待したい。

各授業科目の授業時間は前後期各 15 時間を確保している。各学科でカリキュラムマップを作成し、体系的な学びを把握できるようにしている。

獣医学部獣医学科では、全国に先駆けて平成 24(2012)年度に獣医学教育モデル・コア・カリキュラムを導入している。応用生命科学部動物科学科及び食品科学科で、教育課程に

対応した資格取得ができるように、講習会の実施などサポートをしている。獣医学科や食品科学科では、クリッカーシステムを使った双方向授業やグループワーク形式の学生参加型授業を複数の学年の講義で導入し、授業方法の工夫をしている。

平成 28(2016)年度から全学的に「学修支援システム」を導入しており、学生の授業時間外学修の増加や授業改善に向けたフィードバックなどを行うことを今後期待したい。

#### 【参考意見】

○複数の学科、学年で年間履修登録単位数の上限が高く設定されており、上限の適切な設定と、それを示す規則を整備することが望まれる。

### 2-3 学修及び授業の支援

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

職員は「新入生オリエンテーション」や学外実習などにサポート役として参画する他、授業支援を担当する教務委員会を含む多くの委員会の委員としても参画するなど、教員と職員の協働体制を積極的に進めている。

学生支援課と教務課を教務・学生課に再編、統合して学生に対するワンストップサービスを構築し、学生への利便性向上と支援業務の円滑化を図っている。また、多くの大学院生を TA として学修支援に活用している。

オフィスアワー制度を全学的に導入し、シラバスの必修項目として記載して、大学ポータルサイトで周知している。

学年担任制度を設け、面談等を教務・学生課と連動して実施することにより、早期に学生の問題点の把握に努め、留年や退学を未然に防止している。また、学修状況を保護者に報告し、保護者への対応として「父母面談会」を開催している。

### 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

学部の卒業認定要件を大学学則に定め、各学科の卒業判定会議で審議し、学部教授会の議を経て、学長が認定している。大学院の修了要件を大学院学則に定め、適切に運用している。

平成 28(2016)年度から GPA(Grade Point Average)制度を導入し、各学科会議において、各学科の各学年での進級判定基準を明確に定め、カリキュラムガイダンスにおいて学生に周知している。進級認定は、各学科の進級判定会議において厳正に審査し、学部教授会の議を経て、学長が認定している。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

インターンシップを含むキャリア教育に関する科目を各学科で整備している他、教育課程外の自主的に参加するキャリア支援制度も提供している。また、全学科共通の就職ガイダンスを頻繁に開催している。

キャリア支援センターを設置し、教職員の協働のもと、学生のキャリア教育のための支援体制を整備しており、高い就職内定率を維持している。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

履修登録、学生への掲示連絡、講義資料配付、レポート提出、シラバス参照、成績照会、施設予約などが行える機能を有する「大学ポータル」と「学修支援システム」を整備し、学生と教職員を結ぶインターフェースの役割を果たしている。講義資料配付による学外学修時間確保やシステム利用時間集計から学生の学修状況の把握を試みている。学年担任制度を整備し、学年担任により学生の出席状況、教育目標の達成状況、履修登録状況等を把握している。

「授業アンケート」集計結果を教員にフィードバックし、結果に対する「教員のコメント」を学内サーバーにて共有している。また、「授業アンケート」に関する学生との意見交換会を実施して授業改善につなげている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用



**【評価結果】**

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

日本学生支援機構、大学独自の奨学制度等により学生の経済的支援体制を整備している。学友会、大学祭、体育祭など、学生の課外活動への経済的、人的支援を行っている。学生サービス及び厚生補導のために、学生部、教務・学生課、学生相談室、保健センターが連携して対応している。また、女子学生の増加に関する対応委員会を設置するなど、状況に応じた対応をしている。

成績優秀な学生を特待生として顕彰し、翌年の授業料の一部を免除する「武蔵野賞」の制度を整え、学生の学修意欲を鼓舞している。

学生の意見をくみ上げる機会として、「茶話会」「Chat time」「学生サポート」を開催し、学生から寄せられた意見、要望、問題点、苦情等を担当機関が検討・対応して改善を図っている。「授業アンケートに対する意見交換会」では、大学の施設、設備や制度に関する学生の意見・要望も受け、担当部署に対応を依頼するとともに結果を公表している。

**2-8 教員の配置・職能開発等**

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

専任教員数及び教授数は設置基準を満たしている。また、専兼比率や年齢構成も適切である。各学科の開設する授業科目に適切な教員を配置している。

教員の採用・昇任について、基準や選考方法は明確であり、かつ適切である。

学生による「授業アンケート」の結果を教員に配付し、結果に対する「教員のコメント」を学内サーバーにて共有するなど、学生の評価に基づく授業の改善を図っている。

ワークショップや講演会など全学的な FD 活動を実施し、FD 活動レポートとして取りまとめ、大学ホームページに公表している。

教養教育を担当する教員は兼任教員が多いが、大学全体として教養・教職委員会を設置して、人的資源の有効活用と責任体制の確立を図っている。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

大学として整備すべき校地、校舎、図書館、体育施設、コンピュータ演習室、また、獣医系大学として整備すべき動物医療センターなどを適切に整備している。図書館は十分な学術情報資料を有しており、学生の要望に基づいた開館時間となっている。

学芸員養成課程教育に対応できる博物館「附属ワイルドライフ・ミュージアム」を設置している。

十分な機器・設備を備えた動物医療センターを設置し、高度獣医療を提供する地域の獣医療機関として、また、獣医師等の養成のための教育機関として活用し機能している。無線 LAN 環境は整備途上であるが、その他の ICT（情報通信技術）環境を整備している。

外国語や実習科目は 2 クラス以上に分けて実施されており、効果的な教育が行えるクラスサイズを維持している。校舎のバリアフリー化、耐震診断についても検討し、適切な対応がとられている。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

寄附行為に基づき、理事会を法人の最高意思決定機関として位置付け、理事会、評議員会を適切に運営している。また、使命と目的を継続して実現するため、新たに法人のミッションステートメントを制定している。

関係諸法令を遵守すべく諸規則を整備し、それに基づいて適正な大学運営を行っている。また、監査室を設置しており、「学校法人日本医科大学内部監査規程」に従った内部監査を行い質の保証を担保している。

安全への配慮として、「日本獣医生命科学大学危機管理基本マニュアル」「事象別危機管

理マニュアル」「学生のための危機管理マニュアル」「富士山噴火災害対策要綱」を整備し、さまざまな災害、事故、事件に対する未然の防止と発生時の危機管理体制を整備している。

教育研究活動に関する情報及び財務状況については、大学ホームページ上に掲載しており、広く一般に公表している。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

法人の最高議決機関である理事会、その諮問機関である評議員会を設置し、事業計画、予算、決算及び重要な規則の制定・改廃などの重要案件を審議、決定している。

理事会を円滑にするため、理事会開催の2週間前に「理事懇談会」において事前協議を行い、また、理事会に諮る案件の内容や方向性を検討する「常務会」を開催している。「理事懇談会」及び「常務会」を活用しながら、大学を含めた法人の現状を共有し、意思統一を図り、戦略的意思決定ができる体制となっている。

理事については、出席率は良好である。また、理事選任に関する規則は寄附行為に整備しており、適切に選考している。理事のうち2人は学外からの有識者を選任しており、多角的な視点から戦略的意思決定ができる体制を整備している。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

大学の教育・研究に関する意思決定組織は、合同教授会及び研究科委員会であり、それぞれ学部では学科会と学部教授会の審議を経て、大学院では専攻委員会の審議を経て合同教授会や研究科委員会に諮られ、最終決定は学長が行っている。大学の意思決定の権限と責任は学長にあることを学則に明記し、合同教授会、学部教授会及び研究科委員会の意見を聞くことが必要な事項を「学長裁定」として定めている。

学長のリーダーシップのもとに意思決定と業務執行を補佐する体制として、平成28(2016)年8月に編制した「大学戦略会議」に、各種会議体の役割を集約し、大学運営に関する重要事項についての意見交換や対応方針を検討している。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

学長は理事会に出席し、教学の最高責任者として大学に関わる重要案件を提案しており、また、合同教授会において理事会の議事内容を報告しており、理事会と教学がお互いの状況を把握し、相互に意思疎通と連携を保つ体制を整備している。

監事の選任及び職務については寄附行為に定めており、平成 27(2015)年度における出席率は 100%で適切に職務を遂行している。監事は理事会及び評議員会に出席し意思決定や業務の執行状況を監査する他、寄附行為に基づく監査業務を適切に行っている。

評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、出席率は良好であり、評議員会も適切に諮問機関としての役割を果たしている。

理事長は、会を運営し各部署からボトムアップ方式で挙げられる事項について強いリーダーシップを発揮しながら職務を執行しており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

法人役員の業務執行の管理体制は寄附行為や「常任理事規則」に明記し、権限の分散と責任体制の確立を図っている。

法人本部及び大学事務部に必要な職員を適切に配置し、平成 27(2015)年 9 月には経営戦略統括部を新設する等、事務体制を適切に構築している。

平成 27(2015)年度は「SD 委員会研修会」を 8 回開催し、職員の資質・能力向上を図っている。職員の人事・給与制度として、平成 14(2002)年度から「目標管理に基づく人事評価制度」を導入し、管理職においては平成 16(2004)年度から実施している「管理職任期制」により、職員の能力開発、育成を図っている。また、平成 22(2010)年に導入した職員個人の「コンピテンシー評価（能力・行動評価）」は、役割責任定義から行動特性を抽出して項

目別に整理し、体系化したものであり、各部局において人材育成とキャリア向上に活用している。

### 3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

大学の収支は、過去 5 年間に於いて黒字を保っており、財務状況は安定している。法人においては、平成 27(2015)年度を含めた 2 期連続の赤字を計上しているが、その理由は、「千駄木地区再開発プロジェクト（アクションプラン 21）」及び「武蔵小杉地区開発・武蔵境地区再開発」の 2 プロジェクトが借入金の残高を増加させているためである。その対策として財務体質改善に着手し、「学校法人日本医科大学中期経営改善計画」を策定している。

具体的には、平成 32(2020)年度までの 5 年度で収入増加より経費削減に重点を置き、借入金の減少計画を立てている。

#### 【改善を要する点】

○法人の借入金を計画的に返済するためには、理事会で議決された「学校法人日本医科大学中期経営改善計画」に沿って財政運営を行うよう改善が必要である。

### 3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

会計処理は学校法人会計基準に準拠し、「学校法人日本医科大学経理規程」に基づき適正に行っている。

会計監査においては、公認会計士による監査、監事による監査、内部監査の厳正かつ効率的、効果的な監査を実施しており、会計上において疑義が生じた場合は、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団からの指導を受け適正な会計処理を行っている。また、法人内の経常経費の抑制と予算の進捗状況の確認については、各月の予算執行状況を各担当部署に提供することにより情報共有している。

#### 基準 4. 自己点検・評価

##### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価の実施については、学則第 2 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己評価委員会を常置し、…（中略）…自ら点検及び評価を行うことに努める。」と明記している。学則にのっとり「日本獣医生命科学大学自己評価委員会規則」を制定し、自己評価委員会を組織して「日本獣医生命科学大学自己評価委員会運営細則」に基づく自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果については、概ね 5 年ごとに「日本獣医生命科学大学 現状・評価・課題」として冊子体で発行している。

##### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価は、教員の教育業績や研究業績に関する資料、各種委員会や各部署で収集されたデータなどをもとに透明性の高いものとしている。データ収集における実務は「日本獣医生命科学大学自己評価委員会運営細則」第 3 条に定める各委員会等に委託し、自己評価委員会にて分析している。評価した内容は学内の教職員が閲覧でき、大学ホームページで公表している。

##### 4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

## 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

## 【理由】

自己評価委員会は平成 4(1992)年から平成 24(2012)年まで、概ね 5 年ごとに自己点検・評価を行い、冊子体の評価書を発行してきたが、平成 26(2014)年から、若手教員により組織した「大学評価ワーキンググループ」を設置している。

自己点検・評価の中で提案している各評価項目の改善状況や達成度について、「大学評価ワーキンググループ」が平成 27(2015)年に中間評価を行い、改善が必要とされた取組みについて自己評価委員会の改善案を示すとともに、担当部署に対応と結果の報告を求め、改善・向上策を具体化する PDCA サイクルを整備した。また、自己評価委員会は平成 28(2016)年に自己点検・評価の周期を 1 年に短縮して迅速な改善を行える体制の構築に取り組んでいる。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 特色ある教育・研究の取組み

#### A-1 獣医学部教育改革に伴う取組み

- A-1-① 獣医学教育推進室の取組み
- A-1-② 共用試験の取組み
- A-1-③ 獣医保健看護学科の取組み

#### A-2 野生動物教育研究機構の取組み

- A-2-① 全国初の教育研究体制
- A-2-② 群馬県との連携協定による取組み
- A-2-③ 都立動物園との連携協定による取組み

#### A-3 産学連携による教育研究の取組み

- A-3-① 獣医学科の取組み
- A-3-② 獣医保健看護学科の取組み
- A-3-③ 動物科学科の取組み
- A-3-④ 食品科学科の取組み
- A-3-⑤ 獣医生命科学研究科の取組み

## 【概評】

平成 26(2014)年度には獣医学科内に「獣医学教育推進室」を新設し、獣医療面接実習、獣医学教育用シミュレーターの開発など先駆的な獣医学教育の推進に取り組んでいる。

平成 28(2016)年度から正式実施される「獣医学共用試験」のプレトリアルを平成 26(2014)年度に全国に先駆けて実施している。

動物看護及び動物保健に携わる専門技術者を求める社会的な要請に応え、我が国初の獣医保健看護学教育を行う学科を新設し、大学院体制も整え、一般動物病院や動物医療センターの看護師など専門技術者として社会に貢献する人材が輩出している。

野生動物に関わる、絶滅危惧の問題、農林水産業への被害、新興感染症を媒介する危険性などの問題解決という社会的要請に応え、「野生動物教育研究機構」を創設し、大学の教育研究資源を教育や社会貢献に効果的に活用している。

2 学部 4 学科がそれぞれの専門領域と関連のある民間企業や公的研究機関と連携し、外部講師による講義や共同・受託研究に積極的に取り組んでいる。



